雇用保険被保険者　**高年齢雇用継続給付開始届**　［ 1 /　 枚目 ］

令和　年　月　日

60歳到達時点に比べて賃金が75％未満に低下した状態で働き続ける65歳未満の
被保険者本人に支給される給付金のために必要です

労働保険事務組合　松江商工会議所　御中
〒690-0886　松江市母衣町55-4
TEL:0852-23-1616

〒
住所
事業所名
代表者名
TEL
担当者名

◆下記の通り提出いたします

個人番号（12桁）	被保険者氏名 フリガナ）	性別	生年月日(和暦)
		男・女	令和　年　月　日

被保険者の現住所	賃金形態 (該当するものに〇)	賃金支払日 (該当するものに〇を付け、日付を記入)			賃金支払の基礎となる日数	
〒	日給・月給・週休 時給・日給月給	当月・翌月		日		日

＜添付書類＞
本届とともに必ず提出してください
□　60歳到達月から遡って7か月分の賃金台帳および13カ月分のタイムカードまたは出勤簿の写し
□　生年月日を確認できる書類の写し(運転免許証、住民票等)

＜本届け出提出後の手続きの流れ＞
1.本届をもとに必要事項を記載した書類を事務組合から事業所宛に送付
2.事業主、被保険者の署名捺印後事業所から事務組合まで返送
3.事務組合からハローワークへ被保険者の受給資格確認手続きを行う
4.ハローワークから事業所へ支給申請書送付。必要事項記入の上添付書類を添え事業所がハローワークへ支給申請
（制度上、支給申請は事務組合では行うことができません）
5.被保険者への給付金支給

◆本届は個人番号が記載されるため窓口までの持参もしくは
郵送の場合は書留、特定記録郵便等を利用してください。